

◎新潟県告示第835号

新潟県主要農作物種子条例（平成30年新潟県条例第30号）第9条第5項の規定による生産物審査の基準及び方法（平成30年新潟県告示第341号）の一部を次のとおり改正する。

令和5年7月14日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>1 一般種子</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 審査の方法</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>ウ ばら審査</u></p> <p><u>(ア) 施設において連続的に処理される場合における審査の試料は、経時的、経量的に受検ロットの重量の1,000分の1以上を採取する。</u></p> <p><u>(イ) (ア)以外の場合であって、大型の出荷容器（フレキシブルコンテナ等）を用いるときにおける審査の試料は、穀刺又は採取器で受検ロットの5箇所以上から試料採取の位置が偏在しないように採取する。</u></p> <p><u>(ウ) (ア)又は(イ)の方法により採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器又は四分法により縮分して審査対象試料を作成する。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>1 一般種子</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 審査の方法</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4) (略)</p>